

別表（第2条関係）

調査日： 年 月 日

空家等状態判定基準【基準1】建物不良度 調査結果

あてはまるものに○を記入↓

評価区分		評価項目	評価内容 着眼点		チェック
1	構造一般 の程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分であるが玉石であるもの	10	
			例 柱下その他の要所のみ、石、コンクリートブロック等が置かれている		
			ロ 構造上主要な部分である基礎がないもの	20	
			例 柱を直接地面に掘り立てたもの、木杭を打ってその上に土台を廻したものの、土台を直に地面に置いたもの		
		②外壁	イ 外壁の構造が粗悪なもの	25	
			例 パネル壁材張、モルタル塗り、下見板張、羽目板張など、通常使用されている外壁材料及び構造と比較して、著しく耐力、熱や光等の遮断効果が劣る材料又は構造		
2	構造の腐 朽又は破 損の程度	③基礎、土 台、柱又は 梁	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
			例 柱が傾斜している、土台、柱又は梁が腐朽又は破損している（腐朽、破損の箇所が局部的なもの）		
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			例 柱が著しく傾斜している、土台、柱又は梁の数ヶ所に腐朽又は破損がある、基礎に不同沈下が見られる（腐朽、破損の箇所が建物全体に及ぶもので局部的な小修理の段階を超えたもの）		
			ハ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
			例 柱の腐朽、破損又は変形が著しい、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しい、基礎の腐朽、破損又は変形が著しい（腐朽、破損が大規模で修理不能なもの、梁等の腐朽又は破損を伴う形で屋根の全部又は一部が崩落している）		
		④外壁	イ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15	
			例 剥離、腐朽又は破損の箇所が局部的で小修理を要するもの		
			ロ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴が生じているもの	25	
			例 剥離、腐朽又は破損の箇所が建物全体に及ぶもので大修理を要するもの（壁体を貫通する穴がある場合は、剥離箇所や穴からの雨風等の侵入により、大修理をしないと再利用が困難であるもの）		
		⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又ははずれがあり、雨漏りのあるもの	15	
			例 剥落、腐朽の程度が小修理で済むもの		
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
			例 棟瓦やその他の瓦の大部分に剥離があったり、軒の一部が崩落しているなど大修理を要するもの		
		ハ 屋根が著しく変形したもの	50		
		例 屋根の不陸が著しいなど、屋根が著しく変形しており修理不可能なもの			
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
			ロ 延焼のおそれのある外壁の外面積が3以上あるもの	20	
			例 該当外壁が隣地境界線及び道路中心線から、1階について3m以内、2階について5m以内の距離にあり、板張又は硬質塩化ビニール波板などの仕上材が燃えやすいものである（外壁に飛び火や類焼の原因となる隙間が生じている場合も含む）		
		⑦屋根	イ 屋根が可燃性素材でふかれているもの	10	
			例 茅やワラなどでふかれているもの		
4	排水設備	⑧雨水	イ 雨樋がないもの	10	
			例 破損の甚だしいもの又は欠如しているもの等（当初から雨樋がない構造のものは除く）		
合計点数を記入→					

特記事項

アンテナの設置状況：